

平成29年3月13日

平成29年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 072-674-7502

水道部総務企画課 072-674-7952

平成29年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 級別格付基準を変更

平成29年度の市内・準市内、土木一式・建築一式の級別格付及び発注基準額は、次の表のとおりとします。

業種	ランク	総合評定値(P点)	発注基準額
土木一式	A	670点以上	<u>2,500万円以上</u>
	B	670点未満	<u>2,500万円未満</u>
建築一式	A	670点以上	<u>2,500万円以上</u>
	B	670点未満	<u>2,500万円未満</u>

2 低入札価格調査制度を改正

(1) 設定率の改正

低入札価格調査基準価格の設定範囲を下記のとおり改正します。なお、失格基準価格の設定率に変更はありません。

数値基準	改正後	現行
低入札価格調査基準価格	予定価格の75%から90%まで	予定価格の70%から85%まで

(2) 参加制限の改正

低入札価格調査対象案件の入札参加資格に、過去1年以内に高槻市(水道部を含む)発注の建設工事において70点未満の工事評定結果を受けていないことを定めます。

3 制限付一般競争入札における審査書類の簡素化

市内・準市内業者を対象とする制限付一般競争入札の落札時において、原則、下記の審査書類の提出を不要とし、手続きの簡素化を図ります。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書
- (2) 経営事項審査結果の総合評定値通知書の写し
- (3) 工事(業務)実績契約書の写し(高槻市が発注したものに限り)

4 制限付一般競争入札における配置技術者の確認

建設工事の配置予定技術者について、これまで入札書提出時に技術者を確定しておりましたが、平成29年度より開札日に確定することに変更いたします。

これにより、複数の入札案件を申し込んだ場合に、落札できなかった案件の配置予定技術者を落札した案件の配置技術者とすることができます。

ただし、技術者の資格、実績等を入札参加資格に定める案件は従来どおりです。

5 社会保険等未加入対策の実施

これまで、建設工事の入札における参加資格として社会保険等の加入を条件としておりました。さらに、平成29年度からの、入札参加資格承認申請においても必要項目として定めております。

今後の取組として、平成30年度からは、一次下請業者の社会保険等の加入を条件としますので、未加入の事業者と契約を締結することはできなくなります。引き続き、加入の促進と未加入業者の排除を強化してまいりますので、下請負業者等の加入状況を把握し、未加入の場合には加入の奨励等をお願いします。

その他のお知らせ

6 電子入札システムの一時利用停止

システム変更作業の実施に伴い、下記期間に電子入札システムを停止いたします。停止期間中にシステムの動作確認を行うため、断続的に接続できることもありますが、システムに接続しないようお願いいたします。なお、この変更作業で、受注者側システムの操作方法の変更はありません。

停止期間：平成29年4月28日(金)午後6時～平成29年5月8日(月)午前9時

7 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	3日(月)	7日(金)
	14日(金)	21日(金)
5月	12日(金)	26日(金)
6月	9日(金)	23日(金)
7月	14日(金)	28日(金)

公 告 日		
8月	25日(金)	
9月	8日(金)	29日(金)
10月	13日(金)	
11月	2日(木)	24日(金)
1月	12日(金)	

公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナーでもお知らせします。

8 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限

前年度から変更はありません。

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、高槻市が発注した工事(水道部を含む)で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む)で、かつ、完成検査の完了していないものとします。

「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

(技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。)

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか1件
1件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件	
3件	申込みできません	

共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

- (3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。
- (4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。
- (5) 平成29年度からの新規業者は、平成29年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。

押さえておくべきポイント

手持ち工事がある場合は申込みできる件数が減ります。

第2希望の申込みは1件のみです。

開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。

水道部案件も対象となります。

共同企業体構成員も対象となります。

指名競争入札案件は対象となりません。